



しょうぎんNEWS

信用組合 愛知商銀 〒453-0013 名古屋市中村区亀島一丁目 6 番 18 号 TEL (052)451-5145 (代) <https://www.a-sg.jp/>

2
2022.Feb.
No.010

店舗紹介
特別編

岡崎支店内覧会が 2月5日に行なわれました！

かねてより新築工事が進められていた岡崎支店の新店舗が完成し、2月5日に竣工式ならびに地域の皆さんに向けた内覧会が行なわれました。竣工式では岡崎支店管内の非常勤理事や総代の皆様をお招きし、工事が無事に完了したことを祝うとともに、今後の岡崎支店の発展と安全を願つて祈祷がなされました。また、午後には内覧会を開催いたしましたが、寒い日にもかかわらず 100名近くの方にお越しいただき、皆さんに新しい岡崎支店の姿をお見せすることができました。ご来場されたお客様からは「綺麗になったね」「オープンが楽しみ」といったお声もいただきました。皆さまからのご期待にお応え出来るよう、**5月に予定しているグランドオープン**に向けて様々な企画を用意してまいりますので、今後とも応援いただけましたら幸いです。



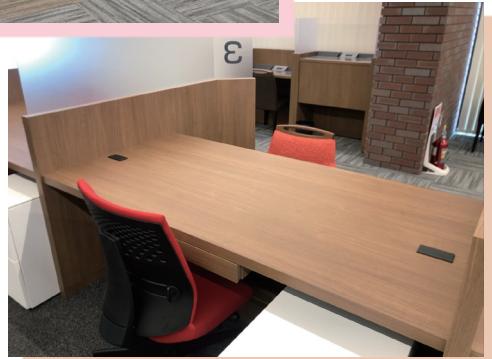
竣工式のようす

◀岡崎支店2階の会議室で、厳かな式が執り行われました



待望の、全窓口ローカウンター化

▼広々とした木のぬくもりを感じられるカウンターで、親身になってご相談を承ります



岡崎支店 安田支店長コメント

新店舗は、全席ローカウンターを配し、お客様との距離も近くになります。お客様が何をお求めになっているのか、また私どもがどのような形でお役に立てるのかなど、今まで以上にお客様とコミュニケーションを深め、岡崎支店職員全員で当組合の基本理念である「地域密着型金融」を実践し、地域の皆さんに愛される新岡崎支店を築き上げていきます。

制度内容改正

伴走支援型特別保証融資 の取扱期間延長！

中小法人・個人事業者と支援金融機関とで協力しながら、ポストコロナ時代を見据えて経営改善に取り組んでいくための「伴走支援型特別保証制度」の内容が改正され、対象となる保証融資金額の上限が引き上げられたほか、取扱期間が延長となりました！

これまで、この制度を利用した融資金額の上限は 4,000 万円とされておりましたが、今般の改正に伴い、**6,000 万円まで引き上げられました。**取扱期間は 1 年延長され、**令和 5 年 3 月 31 日まで**となっております。

また、本制度は、従前では売上高 15% 以上減少に加えセーフティネット保証 4 号・5 号、危機関連保証のいずれかの認定がある場合に限り信用保証協会の保証料補助を受けることが出来るという制度でしたが、最近 1 か月の売上高が前年同月比 15% 以上減少している、もしくは、最近 1 か月の売上高が前年同月比 5% 以上減少かつ前年同月の売上高が令和 2 年 1 月 29 日時点における直近決算の月平均売上高等と比較して 15% 以上減少した先であれば、各種認定不要で一般保証の補助を受けられるようになりました。詳しくは店頭または担当者までお問合せください。

ご確認
ください！

申請期間
令和4年5月31日まで

事業復活支援金

申請受付が開始されました

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業の継続・回復を支援するための、**事業復活支援金制度が始まりました。**

この制度は、①**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者**で、②**2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)**の売上高が、**2018年11月～2021年3月**の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して30%以上減少した**中小法人・個人事業者**が給付対象となる制度です。

申請の大まかな流れは、①事業復活支援金事務局ホームページからアカウントの申請・登録をする ②金融機関や税理士事務所等の登録確認機関において事前確認を受ける ③支援金マイページから必要書類データを添付して申請となります。これまでに一時支援金や月次支援金を受給されたことのある方は、登録確認機関による事前確認は不要です。

当組合も登録確認機関となっております。申請のお手伝いをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

※当組合ですでに事業性融資取引のあるお客様に限ります。

給付額 → 基準期間^{※1} の売上高 - 対象月の売上高 × 5 か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

詳しくは 事業復活支援金 検索



素朴な疑問の答えや、
暮らしに役立つ金融情報を
お届けします！

第2回～成年年齢の引き下げ～

令和4年4月1日から、成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行されます。この法改正により、現在18歳、19歳の方は、親の同意を得ずに様々な契約行為ができるようになります。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する、等のことです。では、成年年齢引き下げによって、飲酒や喫煙についても18歳から可能になるのでしょうか？ 答えは「NO」です。飲酒や喫煙のほか、公営ギャンブルの年齢制限についても、20歳のまま維持されます。これらは、健康被害の懸念やギャンブル依存症対策などの観点から、従来の年齢を維持することとされているのです。

第2回
奨学生
募集

しょうぎん はばたき奨学金

令和3年度から始まりました当組合のSDGsの取組みのひとつ、返還不要給付型奨学金「**しょうぎんはばたき奨学金**」制度について、令和4年度奨学生を募集いたします。本奨学金制度は、愛知県または三重県内の学校に在学する学生で、本人および保護者もしくは扶養者の収入が当組合の定める要件に該当し、かつ学資の支弁にお困りの方を対象としております。

支給金額は毎月1万円で、年間合計12万円となります。受給が決定された方には、6月5日開催予定の奨学金目録および記念品授与式に原則ご出席いただきますので、あらかじめご了承ください。募集人員は最大20名で、令和4年2月21日～4月25日が申込受付期間です。詳しくは当組合ホームページ、「**しょうぎんはばたき奨学金募集要項**」をご確認ください。

